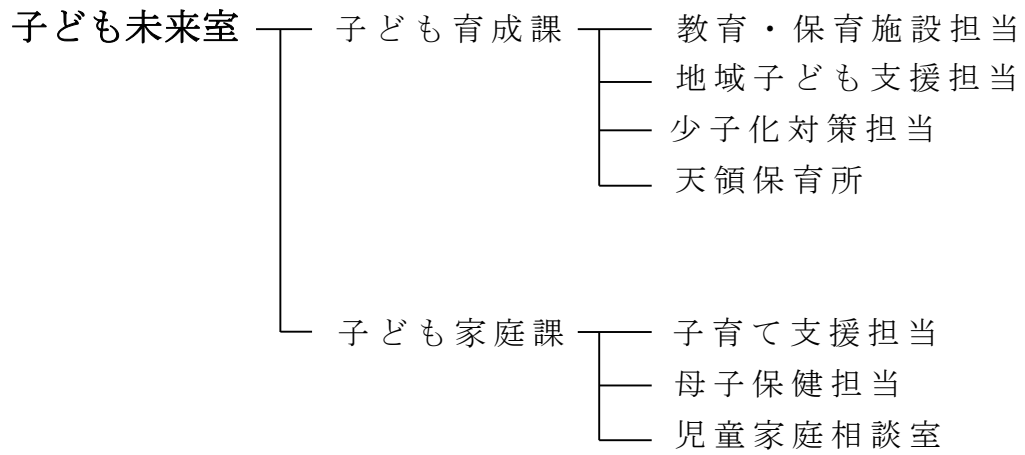


大牟田市の子育て支援について

《子ども未来室の組織図》



《子ども育成課》

◎教育・保育施設担当、地域子ども支援担当

1. 特定教育・保育施設・地域型保育事業（教育・保育事業）

（1）特定教育・保育施設

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が本格実施され、保育所・認定こども園・（給付を受ける）幼稚園については、特定教育・保育施設と分類され、給付や入所・退所、料金等に関して市の関与が定められました。

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3 歳から 5 歳の子どもの保育料が無償になりました。

（2）地域型保育事業

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が本格実施され、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業の 4 事業は、地域型保育事業と規定され、給付等の市の関与が定められました。

2. その他の子育て支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

（1）放課後児童健全育成事業

放課後児童の健全育成と仕事と家庭の両立支援を目的として、放課後や長期休暇に児童の預かりを行っています。施設は小学校区を単位に、19 校区中 17 校区に整備しています。

また名称は、専用施設では指定管理者制度を導入し学童保育所とし、共有施設では業務委託を導入し学童クラブとしています。

未整備 2 校区を含む 4 校区では、近隣の施設への車両による送迎事業を実施する他、待機児童が多い校区においては、民間が設置する学童クラブに対する補助を行っています。

（2）一時預かり事業

保育所等に入所していない、就学前児童の保護者の就労や病気、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、市内の 5 保育所で一時的な保育を行います

（3）地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）

子育ての負担感の軽減等を目的に、おおむね 3 歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い交流することができるよう、交流・集いの場を提供しています。大牟田市市民活動等多目的交流施設（えるる）の 1 階で実施しています。

（4）子育て短期支援事業

保護者の病気等や仕事等により児童の養育が一時的に困難となる場合に、児童を児童福祉施設で一定期間預かります。

(5) ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織です。大牟田市市民活動等多目的交流施設（えるる）の1階に事務局があります。

(6) 病児・病後児保育事業

子育てと就労の両立を支援し児童の健全な育成を目的に、病中及び病気の回復期であって家庭で世話をできない児童を、専用施設で預かります。

◎少子化対策担当

少子化の要因として、未婚者の増加や晩婚化、育児に対する負担感、仕事と子育ての両立にかかる負担感などが言われており、子ども未来室では、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に一元的に対応するなかで、少子化対策として結婚応援に関する事業の支援を行っています。

(1) おおむた縁結び支援事業

独身者が、結婚して子どもを授かりたいという思いの醸成をはかるとともに、希望の結婚像・ライフスタイルに合った相手を探せるようサポートとなる事業を実施します。具体的には、結婚について考えるセミナー等を実施し、民間団体が主催する婚活イベントへの補助などを行います。

◎天領保育所

公立保育所は、保育所運営のほか、保育所に求められている地域に開かれた子育て支援の拠点施設としての機能や、市内の保育所が参画する大牟田市保育所連絡協議会の中核的な役割を果たしています。

(1) 休日保育事業

休日保育は、日曜日や祝日に保護者が就労などのため、家庭内で保育ができない児童を保育所で預かる事業で、平成24年6月から天領保育所で実施しています。

- 対象者 大牟田市在住で
 市内の認可保育所、認定こども園、幼稚園に通う児童
 休日に保護者が就労等のために保育ができない世帯の児童
 健康で集団保育が可能な児童
- 保育日 日曜日・国民の祝日（12月31日～1月3日は除く）
- 保育時間 8：00～18：00の時間内で保育が必要な時間
- 利用手続 天領保育所で利用登録と面接を行い、利用申込書及び勤務先の（休日）
 勤務証明書や自営業申立書を提出
- 利用料金 1日利用 児童1人につき
 3歳未満の児童2,500円、3歳以上の児童2,000円
 （年齢は年度の初日の年齢）

《子ども家庭課》

◎子育て支援担当

1. 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童を養育する者に対し、児童手当を支給します。

○支給対象 中学校卒業（15歳の誕生日後最初の3月31日）までの児童を養育している方

○支給額	0歳～3歳未満	月額15,000円
	3歳～小学校修了前（第1子・2子）	月額10,000円
	3歳～小学校修了前（第3子以降）	月額15,000円
	中学生	月額10,000円

※ 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※ 令和4年6月1日から新たに所得上限限度額が設けられました。児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合は、令和4年10月支給分から児童手当は支給されなくなります。

※ 「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

○支給時期 児童手当の支給は6月、10月、2月の年3回で各月の9日に指定口座に振り込みます。ただし、9日が金融機関の休日（土日・祝日）にあたる場合は、その直前の営業日に振り込みます。

2. 児童扶養手当

母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的に、児童扶養手当を支給します。

○支給対象 父（又は母）と生計を同じくしていない、18歳の誕生日後最初の3月31日まで（一定の障害がある場合は20歳未満）の児童を養育している者

○手当月額 （令和4年4月～）

児童1人の場合	全部支給	43,070円
	一部支給	43,060円～10,160円
児童2人目の加算額	全部支給	10,170円
	一部支給	10,160円～5,090円
児童3人目以降の加算額（1人につき）	全部支給	6,100円

一部支給 6,090円～3,050円

- 所得制限 受給者及び同居の親族の所得制限あり
- 支給時期 児童扶養手当の支給は奇数月の年6回で各月の11日に指定口座に振り込みます。ただし、11日が金融機関の休日（土日・祝日）にあたる場合は、その直前の営業日に振り込みます。

3. 公費医療

医療機関等での保険診療分の自己負担の一部について助成を行います。ただし、入院中の食事代など健康保険の対象にならない費用は本人負担です。

県内受診の場合は、健康保険証と医療証を医療機関窓口に提示し、本人負担額を支払います。県外受診の場合は、健康保険証を医療機関窓口に提示し、保険診療分の自己負担額を支払い、後日、子ども家庭課で払い戻しの申請を行います。

本人負担額は、ひとつの医療機関ごと、1か月ごとの金額になります。

(1) 子ども医療

- 対象者 中学3年生までの児童（15歳の誕生日後最初の3月31日まで）

○本人負担

- | | | |
|---------------|---------------|-----------------------|
| ① 0歳～3歳未満 | 通院…無料 | 入院…無料 |
| ② 3歳～小学校就学前 | 通院…800円まで/月 | 入院…500円/日（3,500円まで/月） |
| ③ 小学1年生～中学3年生 | 通院…1,200円まで/月 | 入院…500円/日（3,500円まで/月） |

(2) 重度障害者医療

- 対象者 知的障害者（重度と判定された人、療育手帳Aの人、障害基礎年金1級の人、特別児童扶養手当1級の人）
身体障害者（身体障害者手帳1・2級の人）
重複障害者（中等度知的障害で、かつ身体障害者手帳3級の人）
精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級の人）

○本人負担

※0歳～3歳未満は、子ども医療を適用

- ① 3歳～中学3年生
- | |
|---------------------------------|
| 通院…500円まで/月 |
| 入院（市民税課税世帯）…500円/日（3,500円まで/月） |
| 入院（市民税非課税世帯）…300円/日（2,100円まで/月） |

② 高校3年生以上

通院…500円まで/月

入院（市民税課税世帯）…500円/日（10,000円まで/月）

入院（市民税非課税世帯）…300円/日（6,000円まで/月）

○所得制限 受給者及び同居の親族の所得による制限あり

（3）ひとり親家庭等医療

○対象者 母子家庭の母、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童
※児童は小学校入学以降18歳の誕生日後最初の3月31日まで
（未就学児は、子ども医療を適用）

○本人負担 通院…800円まで/月
入院…500円/日（3,500円まで/月）

○所得制限 受給者及び同居の親族の所得による制限あり

4. 母子父子寡婦福祉

（1）高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、特定の資格を取得するため養成機関において修業している場合、一定期間の経済的給付を行い、資格取得と就職を支援します。

○対象者 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる母子家庭の母又は父子家庭の父で、就業又は育児と修業の両立が困難である者（所得制限あり）※令和3年度、4年度については6月以上の修業でも支給可。

○対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他市長が認めるもの

○支給額

【訓練促進給付金】	市町村民税非課税世帯	…	月額100,000円
	市町村民税課税世帯	…	月額70,500円
※最終学年時は、月額40,000円増額			
【修了支援給付金】	市町村民税非課税世帯	…	50,000円
	市町村民税課税世帯	…	25,000円

（2）自立支援教育訓練給付金事業

職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等）受講費の助成を行う事業です。助成額は受講講座の受講料の6割相当額です。

①一般教育訓練、特定一般教育訓練の場合 上限20万円

②専門実践教育訓練の場合 上限40万円×修学年数 ※160万円が限度

(3) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の学び直しを支援すること、母子家庭の母又は父子家庭の父の子の学習の支援をすることを目的とし、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対策講座の受講費用の一部を支給する事業です。

○支給額

①受講開始時給付金：受講費用の3割に相当する額（上限7万5千円）

②受講修了時給付金：受講費用の4割に相当する額から①で支給した額を差し引いた額（上限①と合わせて10万円）

③合格時給付金：2割に相当する額（上限①と②と合わせて15万円）

(4) 生活保護受給者等就労自立促進事業（児童扶養手当受給世帯）

ハローワーク（雇用部門）と市保護課、子ども家庭課（福祉部門）等との連携により、対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を行う事業です。

(5) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭や父子家庭、寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行っています。（県の事業）

◎母子保健担当

1. 母子健康診査事業

(1) 妊婦健康診査（地域子ども・子育て支援事業）

問診、診察、検査等により、妊婦及び胎児の異常の早期発見・早期治療を目的に実施しています。母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券（14回分）を交付します。福岡、熊本、大分、佐賀県の医療機関等で受診券を提示することにより、対象となる検査項目については無料で受診できます。ほかの県で受診した場合は、大牟田市里帰り等健康診査補助金で対応しています。

○対 象 妊婦

○場 所 産科医療機関、助産所

【大牟田市里帰り等妊婦健康診査補助金】

大牟田市が委託契約を結んでいない医療機関等において、自費で妊婦健康診査を受診した場合は、申請により一定の基準のもと補助金を交付します。

(2) 乳幼児健康診査

医師による診察を実施し、心身の発育・発達をチェックし、子どもの健やかな成長を支援します。また、疾病の早期発見・早期療育・治療につながります。

- 対 象 4 か月児・10 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児
- 場 所 市内の委託医療機関

(3) 妊婦歯科健康診査

妊婦に歯科健康診査、歯科保健指導を行い、妊婦の歯科疾患予防だけでなく、歯周疾患による早産や低出生体重児の出産リスク予防、う蝕原性細菌の母子感染防止に努めます。

- 対 象 妊婦（月 2 回実施）
- 場 所 大牟田市保健センター

(4) 乳幼児歯科健康診査

幼児の歯科健康診査と歯科保健指導を実施し、歯科保健意識の向上を図るとともに、むし歯有病者率の減少をめざします。希望者にフッ化物塗布を行っています。

- 対 象 1 歳 6 か月児・3 歳児（各月 2 回実施）
- 場 所 大牟田市保健センター

2. 子育てを支援する事業

(1) 育児支援事業

【妊婦健康・歯科・栄養相談】

妊娠届（母子健康手帳交付）時に、妊娠・出産・育児に関する健康・歯科・栄養相談を実施します。

- 対 象 妊婦（月 2 回実施）
- 場 所 大牟田市保健センター

【3 歳児育児相談・栄養相談】

3 歳児歯科健康診査時に保健師等による育児相談、栄養相談を実施します。

- 対 象 3 歳児（月 2 回実施）
- 場 所 大牟田市保健センター

【パパ・ママ育児専科】

お産について、妊婦擬似体験や赤ちゃんのお世話の仕方、妊婦自身の歯のお手入れ方法等についての話、夫婦同士の交流を行います。これからパパ、ママになる方々をサポートする集いの場です。年 6 回実施。（実施回によって内容が異なります。）

- 対 象 妊婦とそのパートナー

○場 所 大牟田市保健センター

【マタニティ&ママのほっとスペース】

妊婦と出産間もない母親と赤ちゃんが集う場です。母親同士の交流や、助産師等に相談をすることで育児不安の軽減を図ります。赤ちゃんの体重計測も行います。

妊婦は、赤ちゃんに触れたり、妊娠・出産・育児の経験者と交流したりすることで、出産や育児に向けての心構えができていきます。月1回実施。

○対 象 生後5か月未満の乳児と保護者・妊婦

○場 所 大牟田市保健センター

【赤ちゃん広場】

親子遊びや絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの身体計測、育児・栄養・歯科相談を行います。母親同士の交流の場でもあります。月1回実施。

○対 象 生後5か月～12か月の乳児と保護者

○場 所 大牟田市保健センター

【乳幼児の歯育て教室】

健康な乳歯を育てるために、歯みがき実習や歯科健康相談等を行い、家庭における歯の健康づくりの実践を推進します。

○対 象 乳幼児（0～3歳児）

○場 所 つどいの広場（偶数月）、子育てふれあい広場（奇数月）

（2）訪問・面接・電話相談

【妊娠期からのケアサポート事業】

妊娠8～9か月の全ての妊婦に対して、はぐはぐコール（電話相談指導）を行うことにより、出産や産後の育児に関する相談、指導、助言等を行います。

また、県内の各自治体と医療機関等が連携して、情報を共有し、妊娠期から要支援者に対してのサポートを行っています。

【出生時（新生児）面接】

出生届出後、子ども医療や児童手当等の手続きで来所された保護者に面接し、大牟田市の母子保健事業等の説明を行い、産婦新生児訪問や、こんにちは赤ちゃん訪問の案内を行います。また育児についての相談を受けます。

【新生児・妊産婦訪問（赤ちゃん訪問）】 （地域子ども・子育て支援事業）

助産師や保健師が家庭を訪問して新生児に関する疑問等に対応し、育児不安を軽減します。赤ちゃんの体重測定や、授乳、入浴、スキンケアのアドバイスなどを行い

ます。大牟田市では、福岡県助産師会に委託して実施しています。

第1子は全て訪問し、第2子以降も希望者や必要と思われる場合に訪問します。

【産後サポート訪問事業】

心身の不調又は育児不安等を抱える産後の母子の自宅を訪問して、保健指導及び授乳指導、産後の心理ケア等を行います。（赤ちゃん訪問を行った家庭への再訪問。）

【産後ケア事業】

母子で宿泊や日帰りで医療機関等を利用し、母親は休息をとりながら乳房ケア、育児相談、授乳や沐浴などの指導を受けることができます。

【未熟児訪問】

医療機関からの未熟児訪問依頼等により保健師が訪問します。

【未受診者訪問】

乳幼児健診の未受診者宅を訪問し、児やその親をとりまく環境を把握し、受診の勧奨、育児不安の軽減やフォローを行います。

【養育支援訪問】（地域子ども・子育て支援事業）

妊娠期からの継続的な支援を行うことが必要と認められる妊婦や家庭、養育支援を必要とする家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行います。

（3）発達支援事業

【発達クリニック】

乳幼児健診の結果等で、心身の発達が気にかかる子どもを対象に、小児神経発達の専門医師による発達状況に応じた診察・相談・助言を行います。

- 対 象 心身の発達が気にかかる子ども
- 場 所 大牟田市保健センター
- 実施日 月 1 回

【ことばとこころの相談】

乳幼児健診や育児相談などで、ことばや落ち着きの無さなどが心配な子どもや、子どもへの関わり方について相談がある保護者を対象に、心理士が発達に応じた相談・助言を行います。

- 対 象 発達等が気にかかる子どもとその保護者
- 場 所 大牟田市保健センター
- 実施日 月 6 回

【サポートノート】

発達障害などのある子どもが初めて接する人（入園や入学、医療機関の受診時など）に、子どもの特徴や接し方について知ってもらうための情報を記載できるノートです。窓口での配布のほか、市のホームページからもダウンロードできます。

（４）関係機関との連携事業

【こんにちは赤ちゃん訪問】（地域子ども・子育て支援事業）

地域の中の見守り相談役である民生委員・児童委員、主任児童委員が赤ちゃんの生まれた家庭を訪問することで、地域の子育てサポートの糸口とします。出生時面接のときに来所された保護者に職員が説明を行い、訪問の了解を得ています。

平成19年9月から実施しています。

○対 象 生後4か月までの乳児がいる家庭

【月曜ひろば】

県の委託事業で社会福祉法人日本厚生学園りんどう学園が運営主体となって実施しています。発達等に何らかの心配のある幼児を対象に親子遊びや学習会を行い、家庭での療育の仕方を学び、幼児の心身の発達を促します。

○対 象 発達等に心配のある幼児とその保護者

○場 所 ともだちの家

○実施日 月2回（原則第1、3月曜日）

【ブックスタート事業】

生涯学習課の事業で、赤ちゃんと保護者が絵本を通して、心触れ合うひとときをもてるようなきっかけを提供するものです。出生時面接のときにブックスタートパック（絵本1冊・布バッグ・おすすめ絵本のリーフレット）をお渡ししています。

3. 母子・小児医療事業

（１）養育医療

○対 象 未熟児（身体の発育が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもの）であって、医師が入院療養を必要と認めたもの。

○自己負担 世帯の所得に応じて医療費の一部自己負担あり。すべて子ども医療の対象となるので、申請時に委任状をもらい、保護者に代わって子ども医療費の請求を行います。

（２）育成医療

○対 象 身体に障害や病気がある18歳未満の児童で、手術などの治療により改善が期待できるもの。

○自己負担 世帯の所得に応じて医療費の一部自己負担があります。

(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

○対 象 小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童。

○自己負担 世帯の所得に応じて一部自己負担があります。

(4) 特定不妊治療費助成事業

令和3年4月～市独自助成開始

○対 象 ①令和3年4月1日以降に治療（開始が令和4年3月31日以前である治療に限る）が終了し、福岡県不妊に悩む方への特定治療費支援事業実施要綱に規定する助成金の交付決定を受けている夫婦
②申請日前1年以上の期間引き続き大牟田市に住んでいる夫婦（仕事等のために夫婦の一方が市外に住んでいる場合で、近い将来市内に居住する見込みがある場合も含む）
③市税及び国民健康保険税を滞納していない夫婦

○助成金 1回の治療について、特定不妊治療にかかる費用から、県からの助成金を控除した額について、5万円を限度として助成します（男性不妊治療についても同じ）。ただし、他市町村から助成を受ける場合は、助成金の額から他市町村の助成額を引いた金額となります。

4. 健康被害予防事業

(1) 健康相談事業

【こどもアレルギー教室】

ぜん息児の保護者やアレルギー疾患に関心のある市民を対象に、医療従事者等による講話、調理実習、個別相談等を行います。

(2) 健康診査事業

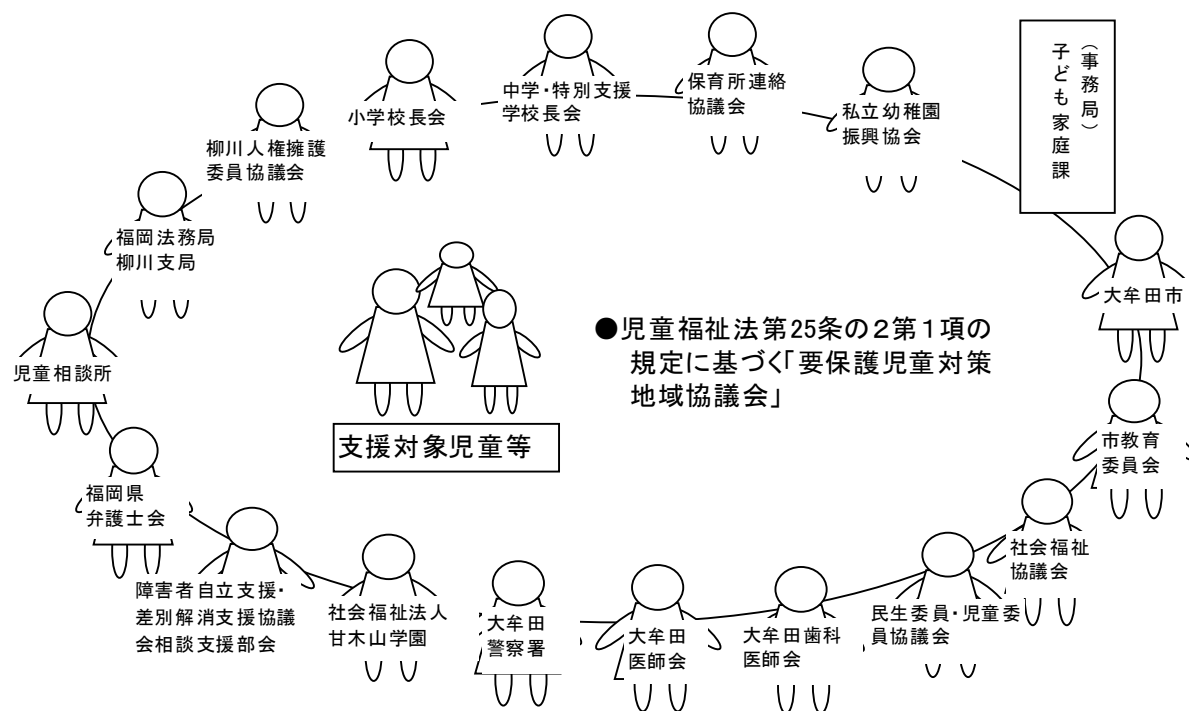
【乳幼児アレルギー問診】

乳幼児健康診査の受診結果及びアンケートから、アレルギー素因があると思われる乳幼児をスクリーニングし、保護者への問診や療養上の指導を行います。

◎児童家庭相談室

○大牟田市子ども支援ネットワーク（地域子ども・子育て支援事業）

大牟田市では、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置しています。現在、17の機関で構成され、調整機関（事務局）は、子ども家庭課（児童家庭相談室）となっています。



【代表者会議】 ネットワーク全般についての協議を行います。

- ・ 児童虐待予防・防止の取組、周知
- ・ 関係機関の連携の在り方
- ・ オレンジリボン運動

【実務者会議】 ケースの進捗管理及び支援方針の確認等を行います。

○コードブルー（危険度の高いケース対象）

- ・ 新規ケース報告及び情報共有によるケースの総合的把握
- ・ 困難事例等の協議、個別ケース検討会議開催の決定
- ・ 進捗管理、支援の方向性の確認
- ・ 主たる関係機関と状況把握頻度の決定、ケース終結の検討 等

○コードオレンジ（危険度の低い見守り中心のケース対象）

- ・ 情報共有、進捗管理、役割分担、助言
- ・ 関係機関による連携した対応の構築 等

【個別ケース検討会議】 個別事案についての協議を行います。

- ・ 情報共有、支援方針や役割分担についての協議 等